

難病の患者に対する医療等に関する法律案に対する修正案要綱

第1 特定医療費の支給に関する規定の修正

- 1 指定難病の定義から、難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達しないことを削ること。 (第5条第1項関係)
- 2 食事療養及び生活療養に係る特定医療費の額の算定について、これらを除く指定特定医療と同様に自己負担の割合の上限を2割とすること。 (第5条第2項関係)
- 3 指定難病の患者が特定医療を受ける必要があるときは、その病状の程度にかかわらず、支給認定を受けられるようにすること。 (第7条第1項関係)

第2 検討時期の前倒し

施行後3年（原案は5年）を目途として検討を加えるものとすること。
(附則第2条関係)

第3 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。

難病の患者に対する医療等に関する法律案に対する修正案

難病の患者に対する医療等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第一項中「、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ」を削り、
同条第二項を次のように改める。

2 特定医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定特定医療につき健康保険の療養に要する費用の
額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の
負担能力、当該支給認定を受けた指定難病の患者の治療状況、当該支給認定を受けた指定難病の患者又は
その保護者と同一の世帯に属する他の支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十九条の三第三
項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の数その他
の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十（当該支給認定
を受けた指定難病の患者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び
第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合
に該当する場合その他政令で定める場合にあつては、百分の十）に相当する額を超えるときは、当該相当

する額）を控除して得た額とする。

第六条第一項中「及びその病状の程度」を削る。

第七条第一項中「、次の各号のいずれかに該当する場合であつて」を削り、同項各号を削る。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

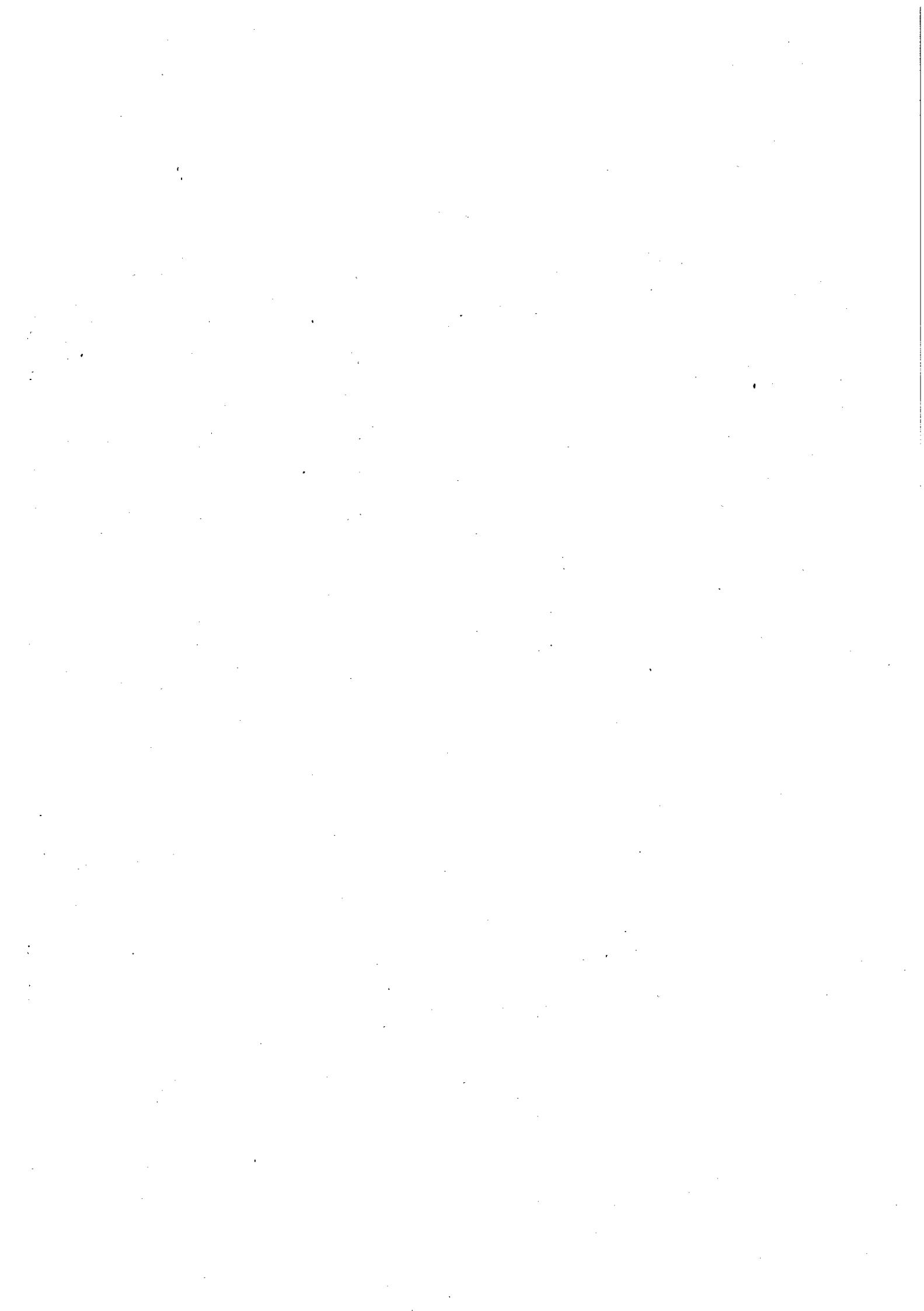
第十二条中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加える。

附則第二条中「五年」を「三年」に改める。

附則第三条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、同条第十一項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とする。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、平成二十七年度において約六千三百億円の見込みである。



難病の患者に対する医療等に関する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律案
（抄）

新旧对照条文

(傍線部分は修正部分)

修正案

(特定医療費の支給)

第五条 都道府県は、支給認定（第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた指定難病（難病のうち、当該難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであつて、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。）の患者が、支給認定の有効期間（第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。）内において、特定医療（支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）が行う医療であつて、厚生労働省令で定めるものを行う。以下同じ。）のうち、同条第三項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであつて当該支給認定に係る指定難病に係るもの（以下「指定特定医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六

(特定医療費の支給)

第五条 都道府県は、支給認定（第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた指定難病（難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであつて、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。）の患者が、支給認定の有効期間（第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。）内において、特定医療（支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）が行う医療であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、同条第三項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであつて当該支給認定を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定

十四号) 第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。) に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費を支給する。

2

特定医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定特定医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の負担能力、当該支給認定を受けた指定難病の患者の治療状況、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者と同一の世帯に属する他の支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の数その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十(当該支給認定を受けた指定難病八十号)第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の患者が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあつては、百分の十)に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。

2

特定医療費の額は、一月につき、第一号に掲げる額(当該指定特定医療に食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定特定医療に生活療養(同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 同一の月に受けた指定特定医療(食事療養及び生活療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の負担能力、当該支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の数その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十(当該

給認定を受けた指定難病の患者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者であつて、同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあつては、百分の十）に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額

二 当該指定特定医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得の状況その他事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

三 当該指定特定医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得の状況その他事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

3
（略）

（申請）

第六条 支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の定める

第六条 支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の定める

医師（以下「指定医」という。）の診断書（指定難病の患者が指定難病にかかるることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならない。

2 (略)

(支給認定等)

第七条 都道府県は、前条第一項の申請に係る指定難病の患者が特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。

（削る）

2～8 (略)

(支給認定の取消し)

第十一条 支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

（削る）

医師（以下「指定医」という。）の診断書（指定難病の患者が指定難病にかかること及びその病状の程度を証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、その居住地の都道府県に申請をしなければならない。

2 (略)

（支給認定等）

第七条 都道府県は、前条第一項の申請に係る指定難病の患者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。

- 一 その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。
- 二 その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。

2～8 (略)

（支給認定の取消し）

第十一条 支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

- 一 支給認定を受けた患者が、第七条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるとき。

二二三 (略)

2 (略)

(他の法令による給付との調整)

第十二条 特定医療費の支給は、当該指定難病の患者に対する医療につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち特定医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において特定医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、特定医療費の支給に係る事務の実施主体の在り方その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二二四 (略)

2 (略)

(他の法令による給付との調整)

第十二条 特定医療費の支給は、当該指定難病の患者に対する医療につき、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち特定医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において特定医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、特定医療費の支給に係る事務の実施主体の在り方その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三条 (略)

256 (略)

(削る)

(施行前の準備)

第三条 (略)

256 (略)

7 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第七条第一項第一号の規定の例により、指定難病の病状の程度を定めることができることとする。

(削る)

718 (略)

8 前項の規定により定められた病状の程度は、施行日において第七条第一項第一号の規定により定められたものとみなす。

910 (略)

9 第七項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、第八条第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。

10 (略)

1112 (略)

11 第九項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、第八条第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。